大垣市地区計画区域（本今町地区）内において建築等を予定されている方へ

○ 地区計画とは

地区計画とは、道路や公園の配置や規模、建築物の立地内容をみなさんと市が相談をして「まちづくり」のルールを、地域の特性に応じて定めるものです。
この制度を活用することで、みなさんの居住環境を「地区」レベルの視点で考え、その地区の特性に応じた「まちづくり」を進めることができます。
地区計画において定めることができる内容としては、
①道路の配置と幅員
②公園や広場の配置と規模
③緑の保全
④建物の用途や規模
⑤敷地面積の最小　　などがあります。

○ 本今町地区再開発地区計画について

本今町地区では、以下の内容についてルールを定めています。

・建物の用途の制限
→建築基準法別表第2（り）項に掲げる建築物は、建築してはならない。

○ 土地利用に関する方針

幹線道路である主要地方道大垣環状線の交通機能を活用し、土地の高度利用を目指すため、商業施設の導入を図ります。

○ 地区計画区域内における手続きについて

この本今町地区において建築等を予定されている方は都市計画法第５８条の２による「届出」が必要です。（※**工事着手３０日前**までに届出が必要です。）

（手続きの流れ）

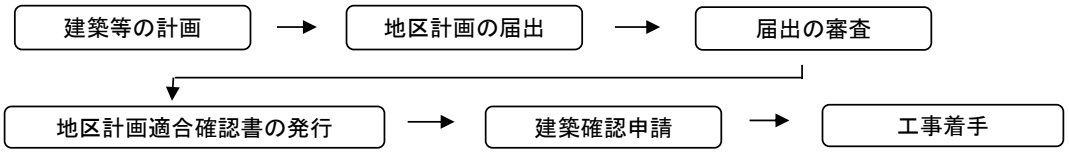

○ 地区計画の届出書について

届出書（当初届出書、変更届出書）及び記入例は次のとおりです。**正副（各1部）**提出して下さい。

※ 本今町地区地区計画区域は、平成１４年3月２６日付大垣市告示第２８号により、再開発地区計画区域として定められましたが、建築基準法等の一部を改正する法律（平成１４年7月１２日法律第８５号）附則第３条第１項により、再開発地区計画区域は再開発等促進区とみなされることとなりました。
再開発等促進区は、都市計画法第５８条の２により、区域内において土地の区画形質の変更及び建築物の建築を行う場合、届出をする必要があると定められています。